

関東農政局農業農村整備事業優良工事等の受注者の表彰実施要領

制定 平成2年7月16日 2 関建第 766号（設）
最終改正 令和7年3月19日 6 関振第2344号

第1 目 的

関東農政局所管の農業農村整備事業（以下「事業」という。）の工事（以下「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）であって、その成果が優秀であり他の模範となるもの及び工事等を実施した受益地域内で優れた地域貢献活動を展開（以下「地域貢献活動」という。）したもの（以下「優良工事等」という。）の受注者を表彰し、事業への理解を深めるとともに、新技術の開発・導入等を含む工事及び業務の実施に関する技術の向上、地域貢献活動への積極的な取り組み等、受注者の意欲の高揚を図り、もって事業の円滑な施行に資する。

第2 表彰の対象となる優良工事等及びその受注者の推薦

1 優良工事等

表彰の対象となる優良工事等とは、事業（務）所長（以下「所長」という。）が、契約金額が3千万円（ただし、国庫債務負担行為に係る工事又は不可分工事の場合は全体の契約額とする。）以上であって前年度に完成した工事、契約金額が1千万円以上であって前年度に完了した業務（ただし、実施設計業務については、工事が完成したものに限る。）又は地域貢献活動のうちから、別紙1「関東農政局優良工事等の選定基準」により選定したものとする。

2 受注者の推薦

所長は1により選定した優良工事等の受注者のうち次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものについて、毎年6月末日までに別紙2及び3の様式により優良工事等の受注者の推薦書（以下「推薦書」という。）を局長に提出する。

なお、事業完了年度に完成した工事、業務等のうちから優良工事等の受注者の推薦を行う場合に当たっては、所長は事業完了年度の3月末日までに推薦書を局長に提出する。

- （1） 工事成績、業務成績又は地域貢献活動が表彰に値する者であること。
- （2） その他特に顕著な功績をあげた者であること。

3 地域貢献活動の公募

局長は別紙4「地域貢献活動応募要領」を参考に地域貢献活動応募要領を定め公募を行うとともに、「地域貢献活動の表彰」について関東農政局のホームページ等に掲載し、受注者への周知を図るものとする。

第3 審査委員会の構成・審査方法等

1 審査委員会の構成

- （1） 局長は、優良工事等の受注者の表彰を公正かつ適正に行うため、関東農政局農業農村整備事業優良工事等受注者表彰に係る審査委員会（以下「委員会」という。）及び同委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。
- （2） 委員会の構成は次のとおりとする。

審査委員長	局次長（農村振興部担当）
審査委員	総務部長

審査委員	農村振興部長
審査委員	地方参事官（各省調整）

（３）幹事会の構成は次のとおりとする。

幹事長	地方参事官（各省調整）
幹 事	農村振興部設計課長
幹 事	農村振興部事業計画課長
幹 事	農村振興部水利整備課長
幹 事	農村振興部農地整備課長
幹 事	農村振興部地域整備課長
幹 事	農村振興部防災課長

なお、幹事長は地方参事官（各省調整）が欠員の場合は、設計課長とする。

２ 審査の方法

（１）委員会は、所長からの推薦書及び添付書類の書面審査を行い、その結果に基づいて局長表彰に値する優良工事等の受注者（以下「局長表彰推薦者」という。）を局長に理由を付して推薦するものとする。

なお、同じ受注者による２件以上の工事又は業務が所長から推薦された場合、局長に推薦する件数は１件以内とする。

（２）局長は前項の委員会の推薦を参考に表彰者を決定する。

また、局長表彰推薦者のうち特に顕著な功績があったと認められる工事等については、委員会の審査を経て農林水産省所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者の表彰実施要領（昭和６０年８月１６日付６０構改第８３０号）第２の２の規定に基づき農林水産大臣表彰又は農村振興局長表彰の対象者として農村振興局長に別紙２「優良工事等の受注者の推薦書」により９月末日までに推薦する。

なお、農林水産大臣表彰又は農村振興局長表彰を受けることが決定した者については、局長表彰から除外する。

（３）幹事会は、委員会が開催されるのに先立って、所長から推薦のあった工事等について選定基準に基づく検討を行い、委員会に報告する。

第４ 局長表彰等

局長は、表彰者に対し賞状を授与する。また、農村振興局長から依頼される農林水産大臣および農村振興局長表彰者に賞状を授与して表彰する。

なお、所長は推薦した受注者のうち、大臣表彰等及び局長表彰に該当しない受注者を表彰することができる。

第５ 表彰の期日等

１ 表彰の期日等については、局長が決定する。

２ 局長は、第２の２の推薦書の提出から表彰式までの間に指名停止を受けた場合は、表彰の対象から外すことができる。

附 則 この要領は、平成１６年４月１日から適用する。

附 則 この要領は、平成１９年４月１日から適用する。

附 則 この要領は、平成２７年１０月１日から適用する。

附 則 この要領は、平成２９年８月７日から適用する。

附 則 この要領は、令和元年１１月２５日から適用する。

附 則	この要領は、令和 2 年11月 6 日から適用する。
附 則	この要領は、令和 3 年11月22日から適用する。
附 則	この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から適用する。
附 則	この要領は、令和 4 年12月12日から適用する。
附 則	この要領は、令和 6 年 4 月 9 日から適用する。
附 則	この要領は、令和 7 年 3 月19日から適用する。

(別紙 1)

関東農政局優良工事等の選定基準

1. 工事にあつては、その施工に当たっての「土木工事施工管理基準」(平成 17 年 3 月 28 日付け 16 農振第 2232 号農村振興局長通知)に基づく施工管理が特に優れていること。業務にあつては、技術的内容が特に優れていること。又、地域貢献活動にあつては、その内容が特に優れていること。
2. 工事及び業務にあつては、関東農政局長が定める工事成績評定要領等に基づく「工事成績書」又は「業務成績書」の総合評点が高位であることとし、工事及び業務の規模、業務の区分、工事における新技術の開発・普及の状況についても考慮する。地域貢献活動にあつては、その内容が事業や地域社会に与える貢献度が大きいと認められること。
3. 当該推薦時点の前 2 年間(前々年度 10 月 1 日から当該年度 9 月 30 日まで)において「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(昭和 59 年 4 月 21 日付け 59 経第 715 号農林水産事務次官依命通知)に基づき各地方農政局等に定められている「工事請負契約指名停止等の措置要領」による指名停止を受けた受注者の工事は対象としないこと。業務についてもこれに準ずるものとする。

なお、共同企業体の場合、1 社でも指名停止を受けている場合は同様に扱うものとする。

また、地域貢献活動にあつては、当該推薦時点の前 2 年間を当該公募開始時点の前 2 年と読み替えるものとする。
4. 工事の選定に当たっては、当該工事成績評価点、工事の技術的難易度評価、VE 提案等評価、工事の規模、工事特性、創意工夫、社会性等、新技術の開発・導入について考慮するものとする。
5. 業務の選定に当たっては、業務の規模、業務の区分、管理技術者・照査技術者の評価、成果品の品質の評価、新技術の開発・導入について考慮するものとする。

なお、業務の場合、表彰後業務内容に変更が生じないものを選定すること。
6. 地域貢献活動の選定に当たっては、過去及び現在、受注した工事等に関連した受益地域内において行われている造成施設の保全管理活動、農地・農業用水等の資源保全活動、農村環境保全活動、地域防災活動、住民参加直営施工等の地域活動(以下「農業農村整備関連活動」という。)又は管内において行われた地域農産物消費拡大等活動で第三者と連携した活動(以下「地域農産物消費拡大等活動」という。)に積極的に参画・支援を行い、受益者及び地域社会から地域に貢献していると認められ、高い評価を得た活動を選定するとともに、受注した工事等の「工事成績書」又は「業務成績書」も考慮すること。
7. 同じ者が受注した 2 件以上の工事等が選定された場合は、優良な 1 件とする。
8. 関東農政局における選定件数は、次のとおりとする。
 - (1) 工事及び業務については、成績の優良なものから、要領第 2 の 1 の規定により表彰の対象とする一定の契約金額以上の工事等の発注件数の 10%程度とする。

なお、工事については、土木・建築・舗装工事と施設機械工事に区分し、それぞれの区

分毎に上記の割合とする。

(2) 地域貢献活動については、農業農村整備関連活動及び地域農産物消費拡大活動で各1件程度とする。

(3) 農林水産大臣表彰及び農村振興局長表彰の推薦は(1)の工事及び業務それぞれ2件程度とする。

9. 表彰の目的及びこれまでの被表彰者を考慮し、原則前年度に表彰（農林水産大臣、農村振興局長、関東農政局長）経験のない受注者を優先して選定するよう配慮するものとする。

(別紙2)

優良工事等の受注者の推薦書（記載例）

番 号
年 月 日

関東農政局長 殿

〇〇事業（務）所長

〇〇年度関東農政局農業農村整備事業優良工事等の受注者の
推薦について

このことについて、「関東農政局農業農村整備事業優良工事等の受注者の表彰実
施要領」第2の2に基づき、下記受注者を別添推薦調書のとおり推薦します。

記

〇〇建設(株)	〇〇支店	取締役支店長	〇〇	〇〇
(株)〇〇工業		代表取締役社長	〇〇	〇〇
(株)〇〇組	〇〇支社	取締役支社長	〇〇	〇〇

※「優良工事等の受注者の推薦書」の添付資料として別紙「推薦調書」及び「推薦理由書」を添付すること。

※「推薦調書」及び「推薦理由書」は（別紙3）に様式を示す。

(別紙 3 - 1)

〇〇年度 優良工事等の受注者の推薦調書 (記載例)

事業所名等： 〇〇事業(務)所

事業名 工事(業務)件名 工事(業務)場所	受注者名	受注代金 (千円) 工期 (延日数)	工事(業務)概要
〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線水路その 〇工事 〇〇県〇〇町〇〇地 内	(株)〇〇建設 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇	〇〇,〇〇〇千円 〇〇.〇〇.〇〇 ～ 〇〇.〇〇.〇〇 (〇〇〇日間)	かんがい用水を導入する〇〇幹線水路〇 〇kmのうち、管水路工φ〇〇〇mmのFRP M管〇〇mと付帯する〇〇を施工した工事
〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線水路実施 設計業務 〇〇県〇〇町〇〇地 内	(株)〇〇コンサルタン ト 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇	〇〇,〇〇〇千円 〇〇.〇〇.〇〇 ～ 〇〇.〇〇.〇〇 (〇〇〇日間)	〇〇頭首工の樋管に新たに接続するトン ネル水路の実施設計であり、模型を用い て水理検証を行った業務
〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線水路 その〇工事 〇〇県〇〇町〇 〇地内	(株)〇〇建設 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇	〇〇,〇〇〇千円 〇〇.〇〇.〇〇 ～ 〇〇.〇〇.〇〇 (〇〇〇日間)	(地域貢献活動) 〇〇幹線水路のかんがい期通水 時に〇〇土地改良区が行う泥さら え及び水路目地補修に企業(受 注者)の従業員が毎年団体で参 加し造成施設の適切な保全活動 に貢献している。
〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線水路 その〇工事 〇〇県〇〇町〇 〇地内	(株)〇〇建設 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇	〇〇,〇〇〇千円 〇〇.〇〇.〇〇 ～ 〇〇.〇〇.〇〇 (〇〇〇日間)	(地域貢献活動) 第三者の〇〇と連携して〇〇市が 積極的に生産振興に取り組んで いる農産物を活用した地域特産 品開発に参画するなど、地域農 産物消費拡大に貢献している。

※ 1 工事及び業務にあつては、次のものを添付すること。

- (1) 工事概要または業務概要 (A 4 で 1 枚とする。)
- (2) 工事写真 (工事前、施工途中、完成時の各段階)
- (3) VE 提案、プロポーザルの要約
- (4) 工事成績採点表・工事技術的難易度評価表または業務成績評定結果総括表
(工事は、各々の評定者の評価点が 75 点以上で、かつ、評点合計点が 80 点以上であること)
- (5) その他必要と思われる資料 (推薦理由を具体的に説明できる施工位置図、写真及び資料など)

※ 2 地域貢献活動にあつては、応募用紙・活動状況写真その他必要と思われる資料

推 薦 理 由 書 (記載例)

事業所名等： ○○事業（務）所

工 事（業 務）件 名 及 び 受 注 者 名	推 薦 理 由
件 名： ○○農業水利事業 ○○○幹線水路工事 受 注 者 名： ○○県○○市○○丁目○番 (株)○○建設○○支店 取締役支店長 ○○○○	【工事概要】 【工事内容】 【現場条件等の特徴的な事項】 【具体的な推薦理由】 ① ② ③ 以上のとおり、本工事はその成果が特に優秀で、他の模範となるものであるので、優良工事として推薦するものである。

- ※ 1 A 4 版縦で作成する。
2 難読な固有名詞はふりがなをつけること。
3 工事概要及び推薦理由は具体的に記載すること。
4 地域貢献活動にあっては、別紙 4 の別添様式に定める地域貢献活動応募用紙の提出をもって推薦理由書とみなす。

(別紙4)

関東農政局農業農村整備事業優良工事等の受注者の表彰のうち
地域貢献活動に係る応募要領

第1 趣 旨

関東農政局所管の農業農村整備事業（以下「事業」という。）の工事（以下「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）を実施した受益地域内で優れた地域貢献活動を展開（以下「地域貢献活動」という。）した受注者を表彰し、意

欲の高揚を図るとともに、農地・農業用水などの保全管理の適正化、地域の安全・安心の確保、地域の環境保全、農業及び農村の振興に寄与し、もって事業の円滑な施行に資する。

第2 表彰対象内容

過去及び現在、受注した工事等に関連した受益地域内において行われている造成施設の保全管理活動、農地・農業用水等の資源保全活動、農村環境保全活動、地域防災活動、住民参加直営施工の農業農村整備関連活動又は管内において行われた地域農産物消費拡大等活動で第三者と連携した活動に積極的に参画・支援を行っている建設会社等の企業（受注者）を対象者として、優れた地域貢献活動を表彰するものである。

第3 募集内容

1 応募対象範囲

- ・対象地区は継続地区のみならず、事業完了地区においての活動も含める。
- ・応募の対象は、前年度までの10年間に工事又は業務を実施した受注者とするが、活動自体は前年度までの3年間に行っているものを対象とする。
- ・地域貢献活動は、継続性・広域性・緊急性等を総合的に判断し貢献度が高いものを評価する。
- ・企業（受注者）の取組みを対象として表彰するものであり、企業（受注者）に属する個人の個々の活動を対象とするものではない。
- ・地域農産物消費拡大等活動は、管内における前年度の活動を対象とする。

2 評価対象活動内容

以下の事例に掲げる内容に類似する活動を行っている企業（受注者）であって、その活動が受益者及び地域社会から評価を得たもの。

(1) 造成施設の保全管理活動

水路やため池など農業水利施設を施工した企業（受注者）が、大雨や地震後に施設管理者と見回りを行い、コンクリート構造部の目地詰め、遮水シートの補修、倒木等の緊急処理を行うなど、造成施設の保全に貢献している。

(2) 農地・農業用水等の資源保全活動

- ① 地域が行う水路の泥さらいや草刈り、ため池の清掃、農道への砂利の補充等に企業（受注者）の従業員が団体で参加し、資源の適切な保全に貢献している。
- ② 耕作放棄地を解消するための植栽活動等に企業（受注者）の従業員が団体で参加し、資源の適切な保全管理に貢献している。

(3) 農村環境保全活動

- ① 生態系に配慮した設計・施工を行った企業（受注者）が、施設造成後にその効果が発揮されているかどうかモニタリング等、フォローアップを行い生態系の保全に貢献している。

- ② 地域が行う水路法面への花の植栽等の景観形成活動に企業（受注者）の職員が団体で参加し、地域農村環境の向上に貢献している。

（４）地域防災活動

- ① 豪雨時に、越流の危険がある排水路の天端に土のうを積んだり、企業内の農村災害復旧専門技術者等により応急工事の技術的支援をする、万一の被害に備え排水用ポンプ準備・設置する等、受益地域の防災活動に貢献した。
- ② 渇水時に揚水ポンプを土地改良区と打合せの上、必要箇所に提供・設置し、農作物被害の軽減に貢献した。

（５）住民参加型直営施工

住民参加型直営施工により管理用道路の安全施設等を施工する際に、詳細設計や施工計画についてアドバイスをしたり、必要に応じ機械の提供等の協力を行っている。

（６）地域農産物消費拡大等活動

自発的な取組で第三者と連携して自治体が生産振興に取り組んでいる農産物を活用した地域特産品開発に参画するなど、地域農産物消費拡大に貢献している。

（７）その他の活動

第４ 応募方法

- １ 上記の募集案件に該当する企業（受注者）は、応募用紙（別添様式）に必要事項を記入の上、現在事業実施中の地区において活動を行っている企業については当該事業（務）所長に、また、現在事業完了している地区において活動を行っている企業については当該完了地区の管理を所掌する土地改良調査管理事務所に応募用紙等を提出するものとする。
- ２ 上記１により、企業（受注者）から応募用紙の提出を受けた事業（務）所長は、応募内容を確認の上、（別紙２）・（別紙３－１）及び応募用紙等を添付して関東農政局長に推薦を行うものとする。

第５ 応募期間

応募期間は、４月１５日～６月１５日とする。

第６ 表彰の期日等

表彰の期日等については、局長が決定する。

(別添様式)

地域貢献活動応募用紙

(関東農政局農業農村整備事業優良工事等の受注者の表彰)

応募者プロフィール			
企業名（受注者）	〇〇株式会社		
代表者（役職・氏名）	（役職）	（氏名）	
住所	〒	（住所）	
電話番号		E-Mail:	

活動地域等			
県名		事業地区名	
工事（業務）名			
工事（業務）施行年度 （工期）	（施工年度）	（工期）	
活動期間及び頻度			

活動の内容	
活動の動機及び目的	
活動の概要 活動の全体像がわかるように、特徴的な点を挙げながら300字程度にまとめてください	
創意工夫（努力）した点 特筆すべき点を記入してください	
活動の成果 活動の成果を記入してください	
その他	・活動状況を撮影した写真を添付してください。 ・参加証明等がある場合は添付してください。 ・活動が地域社会から評価され、表彰状や感謝状などが贈られた場合はコピーを添付してください。